

重要事項説明書

指定訪問看護事業所は、一般財団法人 神戸マリナーズ厚生会 マリナーズみなとじま訪問看護ステーション(以下[事業所]という。)サービス利用契約の締結をされる方に対して、指定訪問看護事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第5条の規定に基づき、当事業所の概要やサービス提供内容について、契約を締結する前に知っておいて頂きたいことを、当事業所が説明するものです。

(事業所番号 2865190397)

法人名：一般財団法人 神戸マリナーズ厚生会

事業所名：マリナーズみなとじま訪問看護ステーション

1 訪問看護事業を提供する事業者

事業所名	一般財団法人 神戸マリナーズ厚生会
代表者名	切東 喜久夫
所在地	〒650-0004 神戸市中央区中山手通 7-3-18
連絡先	電話 078-303-6123 FAX 078-303-6226

2 訪問看護提供を担当する事業所

事業所名	マリナーズみなとじま訪問看護ステーション
所在地	〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目6番地
管理者	川下 香織
連絡先	電話 078-303-8081 FAX 078-303-8082
事業実施地域	神戸市中央区
事業所番号	2 8 6 5 1 9 0 3 9 7

3 事業の目的

マリナーズみなとじま訪問看護ステーションは、主治医の意見書に基づいて、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の訪問看護計画書を作成し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)のサービスの提供を確保することを目的とします。

4 事業の運営方針

マリナーズみなとじま訪問看護ステーションは、可能な限りその居宅において利用者の、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立った療養上の生活を支援し、心身の維持回復を目指します。

5 事業窓口の営業日及び営業時間

営業日 : 365 日

営業時間 : 24 時間

午前 9 時～午後 6 時

(緊急連絡以外は上記の時間にお問い合わせをお願いします)

6 事業所の職員体制(2025年6月13日現在)

管 理 者	常勤 川下 香織
看 護 師	常勤 15 名
事 務 職	0 名

7 訪問看護サービスの内容について

- (1)訪問看護計画書の作成
- (2)病状及び心身の状態観察（血圧、脈拍、体温、経皮的酸素飽和度等の測定）
- (3)療養生活上の必要な看護援助（食事、排泄、保清、移動等）
- (4)療養生活の指導（生活指導、服薬指導）
- (5)褥瘡や創傷の処置・予防
- (6)リハビリテーション
- (7)精神疾患の方への看護
- (8)服薬の管理
- (9)医療機器の管理・操作援助指導（人工呼吸器、各種カテーテル管理等）
- (10)社会資源の紹介・相談
- (11)ご家族の支援

8 看護職員の禁止行為について

看護職員は、サービスの提供に当たって次のような行為は、行いません

- (1)利用者または、家族の金銭、貯金通帳、証書、書類等の預かり
- (2)利用者又は、家族からの金銭、物品飲食授受
- (3)利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4)利用者の居宅での飲酒、喫煙及び飲食
- (5)身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は、第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- (6)その他、利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動営利活動、その他迷惑活動

9 訪問看護サービスの利用料と自己負担額について

(1)利用料等の請求

利用料の請求は、実際に受けられたサービスごとに計算した利用明細書を利用者宛にお届けします。

(2)利用料等の支払い

請求者をご確認の上、それぞれのお支払い方法で、翌月の25日までにお支払いください。なお、利用者様からの支払いを受けた時は、領収書を発行します。

10 提供するサービスの内容と利用料・各種加算(別紙参照)について

- (1)医師の指示書と看護計画に基づき、訪問看護師が、主治医と連絡を取りながら、必要な看護サービスを提供します。
- (2)提供するサービス利用料(訪問看護療養費)健康保険法及び高齢者医療保険法に基づいて、基本利用料とその他の利用料を、訪問看護療養費として、請求させて頂きます。
- (3)ケアプランに予定されている単位で、訪問中、訪問時間や回数の変更が必要と判断した場合には、ケアプランを修正しサービスに必要な単位数を算定することになります。

11 その他の費用(自己負担)について

- (1) 本サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用、日常生活上必要な物品を購入した場合の費用
- (2) ご遺体のケア料(10,000円)
- (3)

交 通 費	<p>(1) 健康保険が適用される場合には、利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、事業所を基点として半径2km以上は、公共交通機関の実費相当額を請求いたします。(半径2km以内は無料)</p> <p>※ 営業時間外・緊急時は、上記に関わらず実費(18時以降のタクシー使用代金を含みます)を請求いたします。</p> <p>(2) 介護保険が適用される場合には、営業時間外・緊急時は、実費(18時以降のタクシー使用代金を含みます)を請求いたします</p>	
本サービスの利用をキャンセルされる場合、以下の連絡先まで至急ご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		[連絡先 078-303-8081]
キャンセル料	前々日の18時までのご連絡の場合は	キャンセル料は不要です
	前々日の18時までにご連絡のない場合	費用総額の30%を請求いたします
	前日の17時までにご連絡のない場合	費用総額の100%を請求いたします
<p>※ ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。</p> <p>※ 利用者のご都合により、当日サービス提供時間を短縮された場合は、前日の17時までにご連絡のない場合に準じて、費用総額の100%を請求いたします。</p>		

12 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者は、収集した利用者及びその家族の個人情報について、利用者及びその家族に提示した目的以外には、原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、事前に文章で利用者およびその家族の同意を得た上で行います。
- (2) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この契約が終了した後も同様です。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族に関する記録物は注意をもって管理し、当該記録を処分する際は、第三者への漏洩を防ぐための措置をとります。

13 虐待の防止について

- (1) 事業所は、利用者の人としての尊厳を基本に人権を尊重するために職員に対する虐待防止を啓発・普及する目的で研修を実施し虐待防止に努めます。
- (2) 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	川下 香織
-------------	-------
 - ② 成年後見制度の利用を支援します。
 - ③ 苦情解決体制を整備しています。
 - ④ 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
 - ⑤ 本サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現実に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

15 居宅介護支援事業者との連携

- (1) 本サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は、福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又は、サービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又は、その写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- (1) 本サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 本サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を求めることができます。但し、複写に際しては、事業者は、利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

17 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

日本訪問看護財団	あんしん総合保険制度加入
----------	--------------

18 サービス提供に関する相談・苦情について

事業所の相談窓口	マリナーズみなとじま訪問看護ステーション 管理者 川下 香織 電話 078-303-8081 FAX 078-303-8082 〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目6番地
市町村の窓口	神戸市役所 介護保険課 電話 078-322-6226 FAX 078-322-6049 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
公的団体の窓口	兵庫県国民健康保険団体連合会 電話 078-332-5618 FAX 078-332-9520 〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801
総合相談窓口	港島あんしんすこやかセンター 電話 078-304-2255 FAX 078-304-2244 〒650-0045 神戸市中央区港島中町2丁目3-3

19 緊急時の対応方法について

※サービス提供中に利用者に急変、その他緊急時事態が生じた時には、速やかに主治医、救急隊または、緊急連絡先に連絡いたします。

主治医	氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	

その他の 医療機関	氏名	
	医療機関名	
	所在地	
	電話番号	

緊急連絡先	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

緊急連絡先	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

事業者

所在地	〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目6番地
法人名	一般財団法人 神戸マリナーズ厚生会
代表者名	切東 喜久夫 印
事業者名	マリナーズみなとじま訪問看護ステーション (事業所番号 2865190397)
重要事項の説明	上記重要事項説明書の内容の説明を行いました。 年 月 日 説明者 印

※上記の内容の説明を事業者より受けました。

利 用 者	氏名	印
	〒	
	住所	
代 理 人	電話番号	
	氏名	印 続柄
	〒	
	住所	
	電話番号	

個人情報利用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報の利用について、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 訪問看護サービスの提供を受けるにあたって、居宅介護支援専門員と訪問看護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又はサービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に訪問看護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又は怪我等で病院へ行った時で、医師看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている訪問看護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所(体調を崩し又は怪我等で診療することとなった場合)

3 使用する期間

- (1) 訪問看護サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないように細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

年 月 日

事業者名 : 一般財団法人 神戸マリナーズ厚生会

事業所名 : (事業所番号 2865190397)

マリナーズみなとじま訪問看護ステーション 殿

利用者

〒

住所

氏名

印

代理人

〒

住所

氏名

印

(続柄)

緊急時対応の同意書

事業所の営業時間外でも、利用者から電話などにより看護に関する問い合わせがあった場合には、常時対応致します。必要に応じて緊急時訪問看護を行います。

緊急時は、所定の電話番号へご連絡ください。ただし、他で対応中等で即時応答できないときは、折り返し連絡させて頂く場合もあります。

また、緊急訪問は、利用者の状態に応じて行いますが、常時待機していないため、時間を要することがあります。

状況によっては、救急車要請をお願いすることもあります。ご了承ください。

別紙の加算をつけることに同意します。

年 月 日

事業者名 : 一般財団法人 神戸マリナーズ厚生会

事業所名 : (事業所番号: 2865190397)

マリナーズみなとじま訪問看護ステーション 殿

利用者 氏名 印

代理人 氏名 印

(続柄)

別紙

〈介護保険〉

要介護 1-5

サービス 提供時間 数		20 分未満		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
時間 帯	訪 問 ス タ ッ フ	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
			[1]一割負担		[1]一割負担		[1]一割負担		[1]一割負担
			[2]二割負担		[2]二割負担		[2]二割負担		[2]二割負担
			[3]三割負担		[3]三割負担		[3]三割負担		[3]三割負担
昼間	看 護 師	3,404 円	340 円	5,106 円	511 円	8,921 円	892 円	12,228 円	1,223 円
			681 円		1,021 円		1,784 円		2,446 円
			1,021 円		1,532 円		2,676 円		3,668 円
	准 看 護 師	3,068 円	307 円	4,596 円	460 円	8,032 円	803 円	11,003 円	1,100 円
			614 円		919 円		1,606 円		2,201 円
			920 円		1,379 円		2,410 円		3,301 円

〈介護保険〉

要支援 1-2

サービス 提供時間 数		20 分未満		30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
時間 帯	訪 問 ス タ ッ フ	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
			[1]一割負担		[1]一割負担		[1]一割負担		[1]一割負担
			[2]二割負担		[2]二割負担		[2]二割負担		[2]二割負担
			[3]三割負担		[3]三割負担		[3]三割負担		[3]三割負担
昼間	看 護 師	3,285 円	329 円	4,889 円	489 円	8,607 円	861 円	11,816 円	1,182 円
			657 円		978 円		1,721 円		2,363 円
			986 円		1,467 円		2,582 円		3,545 円
	准 看 護 師	2,959 円	296 円	4,401 円	440 円	7,751 円	775 円	10,634 円	1,063 円
			592 円		880 円		1,550 円		2,127 円
			888 円		1,320 円		2,325 円		3,190 円

〈介護保険〉
セラピストによるリハビリ

サービス 提供時間数	要介護		要支援	
時間帯	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
		[1]一割負担		[1]一割負担
		[2]二割負担		[2]二割負担
		[3]三割負担		[3]三割負担
昼間	3,187 円	319 円	3,079 円	308 円
		637 円		616 円
		956 円		924 円

〈加算〉 要介護による区分なし

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
初回加算（I）	3,794 円	[1] : 一割負担	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に算定します。
		[2] : 二割負担	
		[3] : 三割負担	
初回加算（II）	3,252 円	379 円	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に算定します。
		759 円	
		1,138 円	
退院時共同指導加算	6,504 円	325 円	退院、退所後に訪問看護を受けようとする利用者又は、その家族に対し、訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行い、その内容を記録書に記録した場合に、初回訪問看護実施日に算定します。
		650 円	
		976 円	
		650 円	
		1,301 円	
		1,951 円	

緊急時訪問看護加算	6,222 円	622 円	利用者又は、その家族等から、電話などにより看護に関する意見を求められた場合に緊急訪問できる体制にあり、利用者又はその家族等からその同意を得た場合算定します。
		1,244 円	
		1,867 円	
特別管理加算 I	5,420 円	542 円	特別な管理を要する利用者(注 1)に対して計画的な管理を行った場合に算定します。
		1,084 円	
		1,626 円	
特別管理加算 II	2,710 円	271 円	特別な管理を要する利用者(注 2)に対して計画的な管理を行った場合に算定します。
		542 円	
		813 円	
ターミナルケア加算	27,100 円	2,710 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合に算定します。
		5,420 円	
		8,130 円	
複数名訪問看護加算 I	2,753 円	275 円	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して訪問看護を行ったとき、所要時間が 30 分未満のとき算定します。
		551 円	
		826 円	
	4,358 円	436 円	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して訪問看護を行ったとき、所要時間が 30 分以上のとき算定します。
		872 円	
		1,307 円	
複数名訪問看護加算 II	2,179 円	218 円	同時に看護師と看護補助者が一人の利用者に対して訪問看護を行ったとき、所要時間が 30 分未満の時に算定します。
		436 円	
		654 円	
	3,436 円	344 円	同時に看護師と看護補助者が一人の利用者に対して訪問看護を行ったとき、所要時間が 30 分以上の時に算定します。
		687 円	
		1,031 円	

長時間訪問看護加算	3,252 円	325 円	特別管理加算の対象となる利用者に対して、訪問看護の所要時間が通算して 1 時間 30 分以上になるときに算定します。
		650 円	
		976 円	
看護介護職員連携強化加算	2,710 円	271 円	訪問看護職員が訪問看護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問看護職員に対する助言等の支援を行った場合に算定します。
		542 円	
		813 円	
サービス提供 強化加算 I	65 円	7 円	算定要件(注 3)を満たしている訪問看護ステーションが訪問看護を行った場合に算定します。
		13 円	
		20 円	
サービス提供 強化加算 II	33 円	3 円	算定要件(注 3)を満たしている訪問看護ステーションが訪問看護を行った場合に算定します。
		7 円	
		10 円	
看護体制強化加算 I	5,962 円	596 円	別に厚生労働大臣が定める基準(注 4)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に算定します。
		1,192 円	
		1,789 円	
看護体制強化加算 II	2,168 円	217 円	別に厚生労働大臣が定める基準(注 4)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合に算定します。
		434 円	
		650 円	
看護体制強化加算 (予防介護)	1,084 円	108 円	別に厚生労働大臣が定める基準(注 4)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合に算定します。
		217 円	
		325 円	

注1 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

注2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養奉仕同管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態

注3 看護師ごとに研修計画を作成し、計画に従い、研修を実施していること

- ・ 利用者に関する情報伝達、サービス提供に当たっての留意事項の伝達、看護師等の技術を目的とした会議をおおむね1か月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅰは、看護師等の総数のうち、勤続7年以上の職員が30%以上であること
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅱは、看護師等の総数のうち、勤続3年以上の職員が30%以上であること

注4 別に厚生労働大臣が定める次に掲げる基準のいずれにも適合すること

- ・ 算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス当基準第六十等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ)における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が、50%以上であること。
- ・ 算定日が属する月の前6月において、指定訪問看護事業所における利用者の数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が20%以上であること。
- ・ 算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること。(看護体制強化加算Ⅰの場合)
- ・ 算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。(看護体制強化加算Ⅱの場合)
- ・ 指定訪問看護ステーションの場合、従業員の総数のうち看護職員が占める割合が60%以上であること。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、金額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を「領収書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住いの市町村に居宅サービス費の支給(利用者負担額除く)申請を行ってください。

「特別訪問看護指示書の説明」

主治医(介護老人施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

<医療保険>

受給者証の種類によっては、公費負担が適応になり、負担額が軽減される場合があります。

後期高齢者		1割～3割 (一定所得の方)	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者	1割～3割 (一定所得の方)
		一般患者	3割 (義務教育就学前までは2割)

※1回の訪問は基本30分から1時間30分(標準1時間以内)、週3日まで(疾病によっては週4日以上可能)となります

[基本利用料金明細]			
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日1回につき)	(看護師による場合) (准看護師による場合) (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアの研修を受けた看護師による場合)	週3日目まで	5,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日1回につき)	(看護師による場合) ・同一日に2人 週3日目まで 週4日目以降 ・同一日に3人以上 週3日目まで 週4日目以降 (准看護師による場合) ・同一日に2人 週3日目まで 週4日目以降 ・同一日に3人以上 週4日目以降 週4日目以降 (悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアの研修を受けた看護師による場合)	6,550円	5,050円 6,050円 12,850円/月
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の一時外泊)	1回	8,500円	(疾病によっては2回が限度)

	訪問看護管理療養費 精神科訪問看護基本療養費 I 精神科訪問看護基本療養費 III 神科訪問看護基本療養費 IV (入院中の一時外泊)	<p>月の初日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能強化型訪問看護管理療養費 I 13,230 円 ・機能強化型訪問看護管理療養費 II 10,030 円 ・機能強化型訪問看護管理療養費 III 8,700 円 ・上記以外の場合 7,670 円 <p>月の 2 日目以降の訪問の場合 1 日につき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護管理療養費 I 3,000 円 ・訪問看護管理療養費 II 2,500 円 <p>(看護師による場合)</p> <table border="0"> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分以上</td><td>5,550 円</td></tr> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分未満</td><td>4,250 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分以上</td><td>6,550 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分未満</td><td>5,100 円</td></tr> </table> <p>(准看護師による場合)</p> <table border="0"> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分以上</td><td>5,050 円</td></tr> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分未満</td><td>3,870 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分以上</td><td>6,050 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分以上</td><td>4,720 円</td></tr> </table> <p>(看護師による場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一日に 2 人 <table border="0"> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分以上</td><td>5,550 円</td></tr> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分未満</td><td>4,250 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分以上</td><td>6,550 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分未満</td><td>5,100 円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・同一日に 3 人以上 <table border="0"> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分以上</td><td>2,780 円</td></tr> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分未満</td><td>2,130 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分以上</td><td>3,280 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分未満</td><td>2,550 円</td></tr> </table> <p>(准看護師による場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一日に 2 人 <table border="0"> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分以上</td><td>5,050 円</td></tr> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分未満</td><td>3,870 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分以上</td><td>6,050 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分未満</td><td>4,720 円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・同一日に 3 人 <table border="0"> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分以上</td><td>2,530 円</td></tr> <tr><td>週 3 日目まで</td><td>30 分未満</td><td>1,940 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分以上</td><td>3,030 円</td></tr> <tr><td>週 4 日目以降</td><td>30 分未満</td><td>2,360 円</td></tr> </table> <p>1回 8,500 円</p>	週 3 日目まで	30 分以上	5,550 円	週 3 日目まで	30 分未満	4,250 円	週 4 日目以降	30 分以上	6,550 円	週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円	週 3 日目まで	30 分以上	5,050 円	週 3 日目まで	30 分未満	3,870 円	週 4 日目以降	30 分以上	6,050 円	週 4 日目以降	30 分以上	4,720 円	週 3 日目まで	30 分以上	5,550 円	週 3 日目まで	30 分未満	4,250 円	週 4 日目以降	30 分以上	6,550 円	週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円	週 3 日目まで	30 分以上	2,780 円	週 3 日目まで	30 分未満	2,130 円	週 4 日目以降	30 分以上	3,280 円	週 4 日目以降	30 分未満	2,550 円	週 3 日目まで	30 分以上	5,050 円	週 3 日目まで	30 分未満	3,870 円	週 4 日目以降	30 分以上	6,050 円	週 4 日目以降	30 分未満	4,720 円	週 3 日目まで	30 分以上	2,530 円	週 3 日目まで	30 分未満	1,940 円	週 4 日目以降	30 分以上	3,030 円	週 4 日目以降	30 分未満	2,360 円
週 3 日目まで	30 分以上	5,550 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分未満	4,250 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分以上	6,550 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分以上	5,050 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分未満	3,870 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分以上	6,050 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分以上	4,720 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分以上	5,550 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分未満	4,250 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分以上	6,550 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分以上	2,780 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分未満	2,130 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分以上	3,280 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分未満	2,550 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分以上	5,050 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分未満	3,870 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分以上	6,050 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分未満	4,720 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分以上	2,530 円																																																																								
週 3 日目まで	30 分未満	1,940 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分以上	3,030 円																																																																								
週 4 日目以降	30 分未満	2,360 円																																																																								

<加算等>

夜間・早朝訪問看護加算 午前 6 時～8 時 午後 6 時～10 時	2,100 円	指定訪問看護を行った場合に所定額に加算します
深夜訪問看護加算 午後 10 時～午前 6 時	4,200 円	
長時間訪問看護加算 (週 1 回限り)	5,200 円	長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の訪問看護の時間が 90 分を越えた場合、週 1 回に限り加算を算定できる(注 1)
複数名訪問看護加算 (週 1 回限り)	(看護師等による場合) 4,500 円 (准看護師による場合) 3,800 円 (看護補助による場合) 1 日 1 回訪問 3,000 円 1 日 2 回訪問 6,000 円 1 日 3 回以上訪問 10,000 円	必要があつて同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合週 1 回に限り所定額に加算します(注 2)
複数名訪問看護加算 (精神科訪問看護)	1 日 1 回訪問 (正看護師等の場合) 4,500 円 (准看護師等の場合) 3,800 円 1 日 2 回訪問 (正看護師等の場合) 9,000 円 (准看護師等の場合) 7,600 円 1 日 3 回以上訪問 (正看護師等の場合) 14,500 円 (准看護師等の場合) 12,400 円 (看護補助又は精神保健福祉士による場合) ※週一回限り 3,000 円	必要があつて同時に複数の看護師等による訪問看護を実施した場合に所定額に加算します(注 2)
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回訪問 4,500 円 1 日 3 回以上訪問 8,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者(注 3 注 4)、特別訪問看護指示書による訪問で必要に応じて 1 日 2 回または、3 回以上訪問看護を実施した場合に算定します

難病等複数回訪問加算 (同一建物居住の場合)	1日2回訪問 2名以下 4,500円 3名以上 4,000円 1日3回以上訪問 2名以下 8,000円 3名以上 7,200円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者(注3 注4)、特別訪問看護指示書による訪問で必要に応じて1日2回または、3回以上訪問看護を実施した場合に算定します
緊急訪問看護加算 (1日につき)	月14日目まで 2,650円 月15日目以降 2,000円	利用者やその家族の求めに応じて、主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合に、一日につき1回限り加算します
特別管理加算 (1月につき)	2,500円 (注4)	特別な管理を要する利用者に対して利用者から看護に対する意見を求められた場合に、対応できる体制や計画的な管理を実施できる体制にあり、計画的な管理を行った場合に算定します
	5,000円 (注5)	
退院時共同指導加算 (1回に限り、利用者の状態に応じ2回が限度)	8,000円	退院、退所後に訪問看護を受けようとする利用者又は、その家族に対し、退院、退所時に訪問看護ステーションの看護師等と入院(入所)施設において、共同で行い、その内容を文章で提供した場合に算定します
特別管理指導加算 (1回に限り)	2,000円	退院後、特別な管理が必要な者に対して退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	喀痰吸引等特定行為業務を実施する介護職員等へ訪問看護ステーションが支援を行った場合の連携に関する評価を月に1回に限り算定します

退院支援指導加算 (1回に限り)	6,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者や特別管理加算の対象となる利用者に対して訪問看護ステーションと特別な関係にない病院から退院するにあたり、訪問看護ステーションの看護師等が退院日在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します
在宅患者連携指導加算 (1月につき)	3,000 円	訪問看護ステーションの看護師等が利用者の同意を得て、訪問診療を実施している病院、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行うとともに、その情報を踏まえて必要な指導を行った場合月1回に限り算定します
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000 円	利用者の状態の変化や治療方針の変更に伴い、医師の求めにより開催されたカンファレンスに看護師が参加して、共同で指導を行った場合に月2回に限り算定します
ターミナル療養費	25,000 円	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、支援体制を家族に説明して死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、ターミナルケアを行う場合に算定します

<減算加算>

同一建物 ステーションと 同じ建物に併設	サービス料の 90/100 (10%)	1月あたり 49人以下の場合
	サービス料の 85/100 (15%)	1月あたり 50人以上の場合
同一建物 上記以外	サービス料の 90/100 (10%)	一つの建物で1月あたり 20人以上の場合
同一敷地内の複数の建物	サービス料の 90/100 (10%)	同じ敷地内にある複数の 建物で1月あたり 20人以上の場合

<利用者のご希望により契約された場合には下記の料金が加算されます>

24時間対応加算 (1月につき)	6,520円	利用者又は、その家族等から電話などにより看護に関する意見を求められた場合に緊急訪問できる体制にあり、利用者又は、その家族等からその同意を得た場合算定します
訪問看護情報提供療養費1 (1月につき)	1,500円	市町村等からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病等の利用者にかかる保健福祉サービスに必要な情報提供を行う場合に算定します
訪問看護情報提供療養費2 (1月につき)	1,500円	厚労大臣が定める疾病等の利用者の入学時・転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供を行う場合に算定します
訪問看護情報提供療養費3 (1月につき)	1,500円	保険医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供を行う場合に算定します

- 注1 長時間訪問を要する利用者とは、人工呼吸器を使用している状態にある者、この状態以外で長時間訪問となった場合に料金が発生します。
- 注2 この加算の対象となる利用者は、末期の悪性腫瘍、神経難病等の厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書が出ている方、特別管理加算の対象者、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者で、利用者又は、その家族が同意した者
- 注3 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患[進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ヤールの重症度分類がステージ3以上で生活機能障害度がII度又は、III度の者に限る)]、多系統萎縮症、ブリオニ病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸椎損傷、人工呼吸器を使用している状態、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症及び慢性炎症性脱髓性多神経炎

注4 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養奉仕同管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態(NPAP分類III度又はIV度、DESING分類D3、D4、又はD5)、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態

注5 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

[長時間訪問看護サービス]

医療保険のサービス提供時間が2時間を超える場合は、別途料金がかかります。

9:00 ~ 17:00	30分毎	5,000円
17:30 ~ 22:00	30分毎	7,500円
22:00 ~ 6:00	30分毎	7,500円
6:00 ~ 9:00	30分毎	6,250円

[その他訪問看護サービス]

医療保険のサービス提供が4回以上/日となった場合は、別途料金がかかります。

訪問看護療養費やその他加算追加され、全額自己負担となります。

訪問看護基本療養費 I (1日1回につき)	(看護師による場合)	
	週3日目まで	5,550円×消費税10%
(准看護師による場合)		週4日目まで 6,550円×消費税10%
週3日目まで		5,050円×消費税10%
週4日目以降		6,050円×消費税10%
夜間・早朝訪問看護加算 午前6時~8時 午後6時~10時	2,100円×消費税10%	
深夜訪問看護加算 午後10時~午前6時	4,200円×消費税10%	
		指定訪問看護を行った場合に所定額に加算します